安城市監査公表第１６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１１項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和３年１０月２７日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

令和３年１０月２７日

安城市長　神　谷　　学　様

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和３年８月４日から同年９月２９日までの間に実施した産業環境部ごみゼロ推進課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和３年１２月１７日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

１　特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

安城市ごみ運搬自動車貸出事務において、前回と同様に申請書兼許可書の確認方法に不備が見受けられたため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

２　措置を講ずべき理由

申請書に記載された住所と提示された自動車運転免許証（以下「免許証」という。）の住所が異なる場合は、確認した免許証の裏面の写しを取り、申請書に添付しておかなければならない。